

## 第4章 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、情報の伝達手段として一定の役割を果たしています。一方で、屋外広告物が無秩序に設置されることで、落ち着いた町並みや自然景観を阻害する可能性があります。そのため、屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、本計画における景観形成の方針を十分踏まえるとともに、広告塔（野立広告物）など工作物に分類される屋外広告物については、「第3章 建築・開発行為等の制限に関する事項」に定める基準に基づき、規制誘導を図ることとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、色彩、掲出方法等に関わる制限については、別途「郡上市屋外広告物条例」を定め、その中で規制・誘導を図ることとします。特に、本市の景観に触れる最も代表的かつ日常的な場であり、本市の景観イメージを大きく規定することになる『景観体験軸』沿いのエリアについては、同条例の中で市域全域よりも厳しい許可基準を設定し、より重点的に屋外広告物の規制誘導を図ることとします。

■屋外広告物の主な種類

